処方・調剤・保険請求のQ&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと，医師または患者さんに聞かれて困ったこと，医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと，ありませんか？　皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は41頁にあります。なお，回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また，特殊なケースの質問は，採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q 禁煙補助剤が記載された処方せんを受け付けました。次のような処方内容の場合，調剤料は用法ごとに算定すべきですか。それとも，1剤として14日分を算定するものとして考えるべきでしょうか。

処方1				
チャンピックス錠0.5mg	1錠	1日1回	夕食後服用	3日分
処方2				
チャンピックス錠0.5mg	2錠	1日2回	朝夕食後服用	4日分
処方3				
チャンピックス錠1mg	2錠	1日2回	朝夕食後服用	7日分

（茨城県　匿名希望）

A 通知により明確に規定されているわけではありませんが，本会としては，このようなケースについては1剤14日分として計算するのが妥当であると解釈しています。

内服薬の調剤料については，「1剤」および「1剤1日分」を所定単位とし，投与日数にかかわらず，服用時点（「朝食後，夕食後服用」，「1日3回食後服用」，「就寝前服用」，「6時間毎服用」など）ごとに1剤として算定することとされています。

しかし，ご質問のようなケースでは，単純に服用時点ごととして整理してしまうと，一つの医薬品を服用する処方であるにもかかわらず，調剤料が2剤にも3剤にもなってしまいます。たしかに，機械的に整理するのも1つの考え方かもしれませんが，残念ながら，通知ではそのようなケースまで想定して示されているわけではありませんし，患者に納得されにくいというのも事実でしょう。

そのため，本会としては，このような特殊なケースについては特例的に1剤とみなして考えるのが妥当であると解釈しています。したがって，ご質問のケースの調剤料については，2剤もしくは3剤と考えるのではなく，1剤14日分の内服薬として算定すべきでしょう。

Q 後発医薬品への変更が不可である旨の署名がなければ，処方せんに記載されている先発医薬品（または後発医薬品）を後発医薬品に変更することは可能ですが，処方せんに記載されている後発医薬品を先発医薬品に変更することも可能ですか。それとも，後発医薬品を先発医薬品に変更する場合には，処方医への疑義照会が必要ですか。　（匿名希望）

A 処方せんに記載されている後発医薬品を先発医薬品に変更して調剤するためには，処方医への疑義照会が必要です。

処方せんの「備考」欄に，後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を不可とする旨の指示がなく（すなわち，後発医薬品へ変更可能な処方せん），患者の同意が得られた場合には，処方医へ疑義照会することなく，処方せんに記載されている先発医薬品を後発医薬品に，もしくは，処方せんに記載されている後発医薬品を別名柄の後発医薬品に変更して調剤することができます。

ただし，これはあくまでも「後発医薬品への変更」が可能なのであって，後発医薬品を先発医薬品に変更し

て調剤することまで認められているわけではありません。たとえ患者の同意が得られている場合であったとしても，処方せんに記載された後発医薬品を先発医薬品に変更して調剤するためには，処方医への疑義照会が不可欠です。誤解しないよう十分注意してください。

Q 1回14日分を限度とする内服薬については，年末年始や長期旅行などの事情であれば1回30日分まで投与することが認められていますが，通常1回30日分を限度とする内服薬については，特殊な事情であれば30日分を超えて投与することができるのでしょうか。（匿名希望）

A 通常1回30日分を投与限度とされている内服薬または外用薬については，たとえ特殊な事情があったとしても，1回30日分を超えて投与することは，保険請求上，認められていません。

年末年始や長期の旅行などの特殊な事情がある場合に，通常の限度を超えて投与することが認められているのは，1回14日分を限度とされている内服薬または外用薬のみであって，そのような場合でも「旅程その他の事情を考慮し，必要最小限の範囲において，1回30日分を限度として投与」するよう求められています（表）。

1回30日分もしくは1回90日分を限度とする内服薬または外用薬については，たとえ特殊な事情があったとしても，保険請求上，それを超えて投与することは一切認められていませんので，誤解しないよう注意してください。

表　内服薬および外用薬の投与量

内服薬及び外用薬の投与量については，「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令」（平成14年厚生労働省令第23号）により，「予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし，厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14回分，30日分又は90日分を限度とする」こととされたところであるが，長期の旅行等特殊の事情がある場合において，必要があると認められるときは，1回14日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても，従来どおり，**旅程その他の事情を考慮し，必要最低限の範囲において，1回30日分を限度として投与して差し支えない**ものとするので，その扱いに遺漏のないよう，関係者に対し周知徹底を図られたい。

※「内服薬及び外用薬の投与量について」（平成14年4月4日，保医発第0404001号）